

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 岩美及び西伯地方事務所長である鳥取県事務吏員委任事項の一部改正
- ◇訓令 地方事務所専決事務規程の一部改正
- ◇告示 農地法別表で定めた面積に代るべき面積の設定  
買收令書交付不能一覽表  
種畜の廃用  
鳥取県立農業協同組合講習所講習生募集要項
- ◇選管告示 地方自治法第七十四條の規定による選挙権を有する者の五十分の一の数等  
漁業法第九十九條の規定による選挙権を有する者の三分の一の数
- ◇公安告示 運転免許証の臨時検査
- ◇正誤 昭和二十八年一月十三日鳥取県告示第十三号中訂正

## 規則

岩美及び西伯地方事務所長である鳥取県事務吏員委任事項の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第五号

岩美及び西伯地方事務所長である鳥取県事務吏員委任事項（昭和二十六年十月鳥取県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

鳥取市に係る左の事項及び米子市に係る左の事項中

「一、税外諸収入の徴収に関すること」の次に次の二号を加える。

- 一、児童福祉措置費弁償金に関すること
  - 一、福祉生に貸与した奨学金の返還徴収に関すること
- 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓令

### 鳥取県訓令第一号



鳥取県告示第二十三号

自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第三十條の規定により、昭和二十六年三月二日をもつて買収

上酒田智	道津頭後	村津村山	境形農	取市賀露	大郡酒津	上道西	鳥取郡	市	三反及	い市町	域全部	栄村	縁村	村	米里	日西東	米	野伯	子	郡	郡	市	八頭	美取	岩	鳥	溝口	白野
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村

七、町

五、町

〇、町

〇、町

〇、町

黒生米和	坂福市	町	米住御	多吉來	里加地	村茂区	日旧車	野市尾	上地	村	根多	米和	名高	大子	大和	余田	西伯	上郷	條村	德倉	町	泊人	東	青	末	吉	町	村	
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村

二、町

〇、町

した土地につき、買收令書の交付をすることができなすものと同法第三十四條乃至して準用する同法第九條第一項但書の規定により、次のように公告する。

昭和二十八年一月二十三日

鳥取県 田 原 家 長

買收令書交付不能一覽表

買收令書 等番号	所有者氏名 又は名称	住 所	農 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積	対 価	報 償 金	買 收 期 日	現金払
					台帳	現況					
鳥取佐治 士つ2116	谷口 壽	八頭郡佐治村津 野117	八頭郡佐治村大字森坪字 打越	449次3	原山	山	反 304	千 円 38,40	昭和 26年 3月 2日	千円	
				685	山	山	100	76,80			
				688	山	山	114	102,40			
				689	山	山	010	25,60			
				71	山	山	5,29	460,80			
				472ノ3	山	山	2,28	207,60			
				474次1	山	山	3,00	230,40			
				667	山	山	015	38,40			
				計			1,810	1,180,40			
				2118	谷口 清重	八頭郡佐治村大字森坪字 黒ナメ	468ノ1	山			山
			692	山	山	2,20	204,80				
			693	山	山	024	51,20				
			727	山	山	020	51,20				
			477ノ1	山	山	1,26	14,080				
			673内 第1	山	山	2,23	204,80				
計										1,180	

2149	小谷 勝藏	八頭郡佐治村大字津野字 大清水	72 72次1	原山	山	1,112	千 円 870,40		
			811	山	山	200	153,60		
			計			1,312	1,024,00		1,024
2150	谷口龍次郎	八頭郡佐治村大字津野字 大清水	63ノ2	山	山	627	537,60		
			64	山	山	126	140,80		
			263	山	山	029外1	76,80		
			266	山	山	121	128,00		
			809	山	山	106	89,60		
			計			1,220	972,80		973
2151	谷口丑次郎	八頭郡佐治村大字津野字 大清水	661	畑山	山	315	268,80		
			263	山	山	115	115,20		
			68	山	山	224	204,80		
			68ノ1	山	山	500	384,00		
			473	山	山	217	192,00		
			474	山	山	203	153,60		
			475	山	山	311	256,00		
			476	山	山	100	76,80		
			561ノ1	畑山	山	306	115,20		
			634	山	山	710	563,20		
2152	谷口 栄一	八頭郡佐治村大字津野字 大清水	67	畑山	山	315	268,80		
			67ノ1	山	山	115	115,20		
			68	山	山	224	204,80		
			68ノ1	山	山	500	384,00		
			473	山	山	217	192,00		
			474	山	山	203	153,60		
			475	山	山	311	256,00		
			476	山	山	100	76,80		
			561ノ1	畑山	山	306	115,20		
			634	山	山	710	563,20		
			計						1,843





2184	谷口 久か	津野196	八頭郡佐治村大字津野	810	山	200	153.60	154
2185	中塚 康順	加瀬木 1,339	大字高山 宇丸山	937	山	800	614.40	614
2189	中谷 竹藏	宇高山 47	引尾	1,012	山	315	268.80	269
2192	西尾政次郎	加瀬木 1,318	古休ミ	1,020	山	1,600	1,843.20	1,843
2195	上田 清次	高山477	ソカゲン	1,037	山	224	204.80	205
2197	上田 松治	460	ニイノテ	1,068	山	1,200	1,382.40	1,382
2198	西尾 啓治	加瀬 木1,340	大字福園	171	山	300	807.00	1,267
2200	西尾 房治	1,324	イカリ	172	山	900	921.60	128
2201	小谷元四郎	1,223	計	190	山	012	38.40	115
2202	西尾 篤藏	1,318		191	山	122	166.40	166
2204	西尾 正一	1,271		194	山	327	396.80	397
2205	長谷 一仁	1,315		196	山	518	563.20	
計								

鳥取佐治	谷口 壽 177	津野	八頭郡佐治村大字	94	畑	905	924.00	924
2103	津野	津野	津野字大清水	197	池	824	281.60	
計				199	山	124	179.20	
				1,606	山	1,024.00	1,024	
計				93,421		61,293.00	61,294	

鳥取県告示第二十四号

次の種畜は廃用された。

昭和二十八年一月二十三日

鳥取県知事 西尾 愛治

記

種畜証明書番号 名前 種類 返納理由 申請者

昭二四鳥 八二 北窓 黒毛和種 廃用 鳥取県東伯郡旭村 川北 貞市

二一 井木 高力 以西村

二五鳥 九八 羽衣 浦安町 森下 金藏

二七鳥 二〇 桜 古布庄村 千草久太郎

鳥取県告示第二十五号

昭和二十八年年度鳥取県立農業協同組合講習所講習生を次の要項により募集する。

昭和二十八年一月二十三日

鳥取県知事 西尾 愛治

鳥取県立農業協同組合講習所講習生募集要項

一 講習目的

農民の経済を豊かにし、その生活の安定を図るため、農業協同組合運動に挺身しようとする有爲の青年を育

成するものであつて、教育方針は卒業後農業協同組合の運営担当者として、組合員と共に生きる精神を陶冶し、組合の経営を通して、農民の経済をより豊かにしようとする信念を確立させ併せて組合経営の技能を把握させることにある。

二 位置

鳥取県気高郡湖山村（県立気高高等学校農業科校舎内）

三 講習の内容

1 一般教養科目

社会学、農業汎論、農業団体史、農業経営学、農業簿記、農林時事解説

2 専門科目

協同組合原論、協同組合関係法規、農民運動史、協同組合経営概論、協同組合経営各論（金融、生産、販売、購買、教育、農村工業、共済、開拓、畜産、養蚕、農業倉庫、厚生、文化事業）協同組合経営簿記、経営分析、協同組合監査、商品学、珠算、実務実習、特別講義

四 講習期間

一箇年間（内三箇月は実務実習）

五 募集人員

三十八

六 応募資格

満三十才までの者で次の各号の一に該当する者  
新制高等学校卒業業者又は旧制中等学校卒業業者若しくはこれらと同等以上の資格を有すると認められる者

七 応募手続

入所しようとする者は願書に左の書類を添え応募期限までに所長宛提出すること

1 履歴書、身体検査書、最終学校の学業成績証明書

2 推薦書（最終出身学校長又は出身町村農業協同組合長同連合会長の推薦に係るもの）

八 出願期限

昭和二十八年二月十五日から三月二十日まで

九 選抜方法

1 書類審査

2 口答試問

十 選抜期日及び場所

西伯地方事務所

昭和二十八年四月一日（水）午後一時から

県立倉吉農業高等学校河北校舎

四月二日（木）午前十時から

講習所 // 四月三日（金）午前十時から

十一 許可の通知

入所許可者には郵便又はその他の方法により通知する

十二 入所期日

昭和二十八年四月十五日

十三 経費

1 講習生にたいしては授業料は徴収しない

2 寄宿舎に入つた講習生は食費だけ自弁とする

十四 願書様式

農業協同組合講習所入所願書

このたび農業協同組合講習所に講習生として入所したいので関係書類を添え御願ひします

昭和 年 月 日

本籍地

現住所

右 氏 名 ㊦

鳥取県立農業協同組合講習所所長殿

通学方法

徒歩（自転車、バス、汽車、寄宿舎、下宿）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法第七十四條第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりである。

昭和二十八年一月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

鳥取県において選挙権を有する者の総数の	五十分の一の数	六、七四四
	三分の一の数	一一二、三八七

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

漁業法第九十九条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりである。

昭和二十八年一月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

- 東部海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一、八六六
- 西部海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一、一三三

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

道路交通取締法第九條第四項及び同令第四十八條の二の規定に基き左記によつて運転免許証の臨時検査を実施する。

昭和二十八年一月二十三日

鳥取県公安委員会

記

一 検査を実施する日時及び場所

検査実施月日	検査場所
二月 二日	岩井地区警察署
二月 三日	鳥取
二月 四日	郡家
二月 五日	智頭
二月 六日	宝木
二月 七日	倉吉
二月 十八日	八橋
二月 二十三日	米子
二月 二十四日	境
二月 二十五日	溝口
二月 二十六日	黒坂

二 検査を実施する時間

毎日午前十時から午後三時まで

三 検査をうけなかつた者の処分

検査をうけなかつた運転免許証については道路交通取締令第四十九條第三項第三号の規定によつてその運転

四 受検要領

免許を取消するものとする。

- (イ) 受検は現に所有する運転免許証を携帯のうえ住所を管轄する検査場(検査場の管轄区域は警察署の管轄区域とする。)に本人自ら出頭して検査を受けなければならない。
- (ロ) 事故のため指定の日時、場所において検査をうけることができなかつた者はその事故の内容を疎明して昭和二十八年三月三十一日までに次の場所において検査をうけなければならない。

鳥取市東町九八番地

国家地方警察鳥取県本部警備部警ら交通課

- (ニ) 事故のため(ロ)に規定する期日までに検査をうけることができなない者はその事由を疎明する書面を添付し受検延期の承認をうけなければならない。

正 誤

昭和二十八年一月十三日鳥取県告示第十三号中誤植があ

るので、次のとおり訂正する。

頁段	行	誤	正
八下	一六	スクモスカ	糺塚
九上	一	上スクモスカ	上糺塚
〃	一二	下横田	下樽田
十上	八	二千塚	二子塚
〃	九	〃	〃

昭和二十七年十月十日鳥取県告示第四百七十七号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁	番号	誤	正
九	三四	宇野勇太郎	中野勇太郎

英文和文 タイプライター  
計算器・玉屋測量器  
販 賣 修 理

有限  
会社

# 雑賀タイプライター商會

米子タイピスト学院

米子市道笑町二丁目二八番地  
電話(米子)一〇二二番  
鳥取出張所 鳥取市新町六番地

昭和四年四月二十五日第三種郵便物認可

発行日 金

印 發

取縣鳥取市東町  
取縣鳥取市東町  
取縣鳥取市東町  
取縣鳥取市東町

印

刷

所